

鹿嶋市除染実施計画
<第1版>

平成24年3月

鹿嶋市

鹿嶋市除染実施計画

〈 第 1 版 〉

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	2
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	4
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	5
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集，運搬，保管及び処分に関する事項	6
7. その他の事項	7

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

鹿嶋市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質による汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、「除染関係ガイドライン」（環境省）を踏まえ、高さ1メートル（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下では高さ50センチメートル）で、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上と認められた区域を除染対象区域とします。除染対象区域では、平成25年3月までを第1期として、子どもの生活環境である学校を市が除染を行います。

なお、除染の効果や進捗等を踏まえ、本計画の内容や期間について、必要に応じ見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

鹿嶋市の空間線量率は、平成 23 年 8 月 31 日に文部科学省より発表された航空機モニタリングの調査結果（平成 23 年 11 月 5 日現在換算値）によると、一部の区域で地表面から高さ 1 メートルで、毎時 0.2 マイクロシーベルトから 0.5 マイクロシーベルトであると報告されています。

鹿嶋市は、汚染状況重点調査地域の指定を受けて市内全域の道路上の空間線量率を調査（走行サーベイ）しました。その結果、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域は航空機モニタリング調査結果より大幅に縮小していることが判明しました。また、空間線量率が高めである地区に存在する子どもの生活環境施設を調査しました。その調査結果に基づき、施設の空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である以下の施設を本計画の対象区域（施設）とします。

施設		空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
大字荒井	鹿嶋市立大同東小学校	0.16~0.28	0.24

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
鹿嶋市立大同東小学校	市

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 24 年 2 月 1 日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
鹿嶋市立大同東小学校	<ul style="list-style-type: none">○ 屋上等の清掃，拭取り，ブラシ洗淨，高圧洗淨○ 雨樋等の清掃，洗淨，汚泥の除去○ 側溝等の清掃，洗淨，汚泥の除去○ 庭等における表土等の除去○ 客土，圧密による原状回復○ 枝葉の剪定，低木等の高圧洗淨○ 落葉の除去，除草

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な線量率マップを作成した上で線量率の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壤等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 25 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 25 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	H 2 3 年度	平成 2 4 年度
鹿嶋市立大同東小学校		除染の実施

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集，運搬，保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については，国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って，除染対象敷地（施設）内に保管した後，処分することとします。

また，その際には，「除染関係ガイドライン」に基づいて，それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法，場所，量など）の記録をします。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 本計画は、計画内容等の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、定期的に空間線量率を測定します。
- (4) 空間線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

以 上